

# 令和6年度予算執行方針について

## 第1 令和6年度予算執行方針について

本市における令和6年度一般会計当初予算は、前年度より29億228万円の増となり、過去最大となる425億3,279万5千円となった。

本市における財政状況は、毎年度、長期財政推計を作成、見直しを行い、また、業務改善を着実に進めてきたことにより、改善されてきているものの、物価の高騰や社会保障費の増大などにより、依然厳しい状況である。

予算執行方針に則り、適切な予算執行を行うとともに、効果的な予算執行の徹底を図ることとする。

## 第2 全体事項

- 1 予算執行に当たっては、笛吹市財務規則に基づき、法令等を遵守し適正に処理すること。
- 2 事業執行に当たっては、物価高騰の状況や社会情勢の変化に十分留意すること。

## 第3 歳入に関する事項

- 1 歳入の確保については、最大限の努力を払うとともに、その収入時期を適正に管理することにより、歳計現金の資金繰り、ひいては市財政の運営の円滑化を図るよう特に留意すること。
- 2 市財政の根幹となる市税については、税負担の公平性や財源確保を図るため、課税客体の的確な把握及び自主納付意識の高揚に努めるとともに、新たな滞納が生ずることのないよう努めること。
- 3 国・県支出金については、関係機関と密接な連絡を取りながら予算計上額の確保に努めること。また、概算交付制度等のあるものについては、その活用を図るなど早期の収入確保に努めること。

なお、当初予算に計上していない国・県支出金が生じた場合及び額の変更が生じた場合は、必ず補正予算により計上を行うこと。

- 4 使用料、手数料については、施設の使用の対価や当該事務に要する費用等を考慮して定められているので、その徴収に当たっては適正を期すること。

なお、減免等を行う場合においては、実情を十分調査するとともに関係法令の趣旨に照らし、その取扱いについては慎重に行うこと。

- 5 財産収入については、財産管理の適正化と運用の合理化に努めること。市が所有している財産のうち、使途目的のない未利用地については売却等を積極的に行うとともに、施設の空きスペースの貸付などにより、収入の確保を図ること。

- 6 未収金については、債権ごと法令に基づいた徴収の徹底を図ることとし、安易に時効による不納欠損としないよう特に留意すること。

#### 第4 歳出に関する事項

- 1 事務事業の執行に当たっては、引き続き管理職のマネジメントにより、事務事業の簡素化・効率化による事務処理の改善、合理化並びに省力化に努め、効率的な執行を図ること。また、全ての事業において計画的な執行に努め、安易な繰越は避けるものとする。
- 2 事業執行に当たり、執行が著しく遅延する恐れがあるとき及び執行不能となったときは、その都度直ちに関係部局等と協議し、必要な措置を講ずることとする。
- 3 効率的な予算執行や入札等の結果生じた契約差金などにより不用となった予算については、原則として他への流用等は認めないものとし、やむを得ない事情がある場合は財政課と必ず協議すること。
- 4 国庫補助事業等については、趣旨をよく理解した上で、適正な執行を心がけること。
- 5 定時退庁の推進や職場環境の改善、職員相互の協力・連携等により職員の時間外勤務の削減に努め、人件費の縮減に努めること。

- 6 補助金等については、「笛吹市補助金等交付規則」及び当該補助金の交付要綱等により、補助の目的、内容等の精査を行うなど、公正かつ適正に執行すること。  
また、補助の必要性、交付対象の財政状況などの視点から、補助対象経費、補助率、補助額等について、見直しに努めること。  
負担金については、負担の必要性等を改めて検討し、軽減に努めること。
- 7 起債を充当する投資的事業については、事業内容によっては起債対象外経費となることから、軽微な変更であっても財政課と協議すること。
- 8 委託業務にあつては、実施時期や費用対効果等を検証するとともに、直営での執行と比較したうえで、効率的に執行するよう努めること。また、指定管理者制度を導入している施設については、適切な管理運営が行われるよう対応すること。
- 9 施設の維持管理にかかる費用については、原則として減額補正及び他の事業費への流用は行わないこと。
- 10 パソコン等の情報機器の導入、情報処理システムを構築する場合には、計画段階から情報システム課と協議し、費用の適正化、効果的な執行に努めること。
- 11 公共施設等の緊急的な改修などが必要となり、補正予算において対応する場合は、個別施設計画及び長寿命化計画の見直しが考えられるため、財政課及び政策課行政改革担当と協議のうえ、市長協議(懸案協議)に諮ること。

## 第5 その他

- 1 特別会計、企業会計については、「独立した会計」を設けた意義・目的を十分認識のうえ、一般会計に準じ予算の計画的、効率的かつ適正な執行を行い、その経営の健全化について一層努力すること。  
また、当該会計の料金収入等の適切な確保を図るとともに、負担の公平性の観点からも市民から理解を得られるよう徴収努力を怠らないこと。
- 2 契約変更を行う場合、変更後の総額を基準として、それぞれの区分により決裁を受けることとなっているので留意すること。なお、工事等の変更については、工事変

更契約ガイドラインに基づき、適切な事務処理を行うこと。

- 3 予定価格が1億5,000万円以上の工事等の契約、予定価格が2,000万円以上の財産の取得又は処分については、市議会の議決が必要になるとともに、契約変更については、変更後の総額を基準とするので留意すること。  
(土地については、面積が1件5,000㎡以上)
- 4 補正予算については、「令和6年度予算編成要領」において、当初予算は通年予算としており、予算編成時に想定できない、制度改正及び災害関連経費等やむを得ないものを除き、原則として予算の補正は認めないこととしているので留意すること。
- 5 統合型内部情報システムにおける電子決裁のメリットを活かし、迅速な事務処理を心がけるとともに、執行日の管理、執行理由の説明、必要書類の添付において、誤り、遺漏がないよう適正な執行に努めること。